

石川県議会議員選挙

投票日4月8日(日)

告示日3月30日(金)

その一票 未来を支える 大きな力 七尾市立山王小学校6年 佐々木 有（石川県明るい選挙推進協議会会長賞）

【市町合併により現七尾市の区域をもって七尾市選挙区となりました。】

投票できる人

年齢

昭和62年4月9日以前に生まれた人

住所

平成18年12月29日以前から引き続き市内に住所および住民登録がある方

入場券を郵送します

告示日の後、投票所名や投票時間などを記載した「入場券」を郵送します。万一、入場券が投票日までに届かないときや紛失した場合でも、投票所で選挙人名簿を確認の上、投票することができます。

市内転居された方

3月24日以降に転居された方は、転居前住所の投票所での投票となります。

転出された方

【県外転出者】

県議会議員選挙では、入場券が届いた方でも、4月7日(土)までに県外へ転出された方は投票することができません。不在者投票を済ませていても、投票は無効となります。ただし、期日前投票を済ませた後で転出された場合の投票は有効となります。

【県内転出者】

県議会議員選挙では、県内市町に転出された方は投票することができませんが、県内市町が発行する「居住証明書」が必

要です。ただし、転出先から再び他市町へ転出した場合は投票できません。

県内市町から転入された方

平成18年12月30日以降に県内市町から転入された方で、前住地の市町の選挙人名簿に登録されている方は、前住地で投票することができます。ただし、県内市町が発行する「居住証明書」が必要です。

【居住証明書の発行】

■場所 市民課(ミナ・クル2階)
各支所民生課

■日時 3月31日(土)～4月8日(日)
9:00～17:00

※各支所は平日のみ

期日前投票はお早めに！ 不在者投票

市役所本庁、各支所の期日前投票所・不在者投票所での投票

対象

出張(滞在地で投票する方法もありません)、用務、旅行などで投票日当日投票にいけない方

期間

投票場所及び開閉時間

本庁	8:30～20:00
各支所	8:30～19:00

入院・入所先での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所されている方はお早めに病院長、施設長へ申し出てください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるなど一定の要件を満たす人は、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、自宅で「郵便による不在者投票」をすることができますので、投票用紙の請求書をご請求ください。(電話での請求も受け付けます)

投票日当日の投票

入場整理券などにより、投票場所、投票時間をあらかじめ確認の上、投票所にお越し下さい。

開票

■場所 七尾総合市民体育館

■日時 4月8日(日) 21:00～予定

※参観人の制限 会場の都合により、参観人の数には制限があります。

※お問い合わせは

七尾市選挙管理委員会
(本庁総務課内)

53-11111



ケーブルテレビで暮らしが変わる

七尾市では、テレビの難視聴地域の解消と情報通信格差の是正を図り、速やかな新市の一体性の確保と均衡ある発展のため、光ファイバーによるケーブルテレビ事業を新年度から進めます。

七尾市ケーブルテレビ整備計画の概要

七尾市情報通信網整備エリア図



1. 整備期間

第1期平成19年度着工予定 第2期平成20年度着工予定

2. 七尾市CATV加入時の負担額

加入料金 加入料金はなし

引き込み工事負担

軒先まで回線を引き込みする工事費のうち一部を負担していただきます。テレビとインターネットのセット加入、団体加入の割引もありますので、団体でのご加入をご検討ください。

●個人加入

(単位：円/戸)

加入種類	促進期間	サービス期間	通常
テレビ単独加入	20,000	25,000	30,000
インターネット単独加入	20,000	25,000	30,000
テレビ・インターネット同時加入	28,000	36,000	50,000

促進期間

第1期整備エリア：平成19年4月～9月末
第2期整備エリア：平成20年4月～9月末

サービス期間

第1期整備エリア：平成19年10月～平成20年3月末
第2期整備エリア：平成20年10月～平成21年3月末

(注1) 加入促進期間の価格適用の場合、最短利用期間は2年以上となります。

(注2) 宅内工事は加入者の負担となります。(配線の状況により5,000円～30,000円程度)

(注3) 加入促進期間終了後の負担額は、段階的に増額されます。

●団体加入…※各事業年度区域の中で、促進期間中に下表の戸数で団体加入する場合に適用されます。

(単位：円/戸)

加入種類 \ 対象戸数	10～19戸	20～39戸	40戸以上
テレビ単独加入	18,000	17,000	15,000
インターネット単独加入	18,000	17,000	15,000
テレビ・インターネット同時加入	25,000	24,000	23,000

促進期間

第1期整備エリア：平成19年4月～9月末
第2期整備エリア：平成20年4月～9月末

※「テレビ単独加入」、「インターネット単独加入」、「同時加入」いずれの組合せも可能で、団体戸数に合算できます。また、団体戸数に応じそれぞれの加入料金を適応します。

(例) 「単独加入」6戸、「同時加入」4戸で団体加入すると、10戸以上となり「単独加入」世帯は各戸18,000円、「同時加入」世帯は各戸25,000円の負担になります。

(注1) 加入促進期間の価格適用の場合、最短利用期間は2年以上となります。

(注2) 集合住宅の場合は別途となります。

提供するサービス、詳細は、広報4月号にてお知らせする予定です。 情報政策課 53-1114